判決要旨

ロ頭により単独犯行としての訴因を共同正犯と変更することを許したとしても被告人の防禦権に重大な影響があるとはいえず不当でない。

主文

原判決を破棄する。

被告人を懲役一年に処する。

原審訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理由

弁護人の控訴趣意は別紙のとおりである。

第一点

〈要旨〉原審第一回公判調書には検察官事務取扱検察事務官が弁護人所論のとおりの公判廷における口頭の訴因の追加〈/要旨〉を為し原審裁判官が之を許可した旨の記載があるが、後記破棄自判の項に判示した如く被告人の本件犯行の日時は昭和二十二年の記載は昭和二十二年の記載は昭和二十二年の記載と認めるのが相当である。しかして右の追加は被告人の単独犯行を共同正犯と訴因の変更をなしたものと解すべきであつて、かゝる程度の訴因変更は被告人の訴因の事態であるとは思われないから之を許可した原審の措置は又の防禦権に重大なる影響があるとは思われないから之を許可した原審の措置は又の方法を表しているのであるが、弁護人及び被告人は既に法廷によるよりの方法を表しているのであって之に対する防禦権の行使を何時にて原本がいるわけであるから、改めて之が通知をなすを要するものではない。従って原本がよりに表しなかったからといって其の公判手続に法令違反があるとは考へられるの解示をしなかったからといって其の公判手続に法令違反があるとは考へられる。論旨は理由がない。

第二点

原判決は本件被告人の犯行日時を昭和二十三年十二月三十一日と判示しているが、其の挙示の証拠によれば右判示事実を認めることができないのであつて、却て被告人の本件犯行の日時は同二十二年十二月三十一日であつた事実を認め得るのであつて原判決は此の点において理由のくいちがいがあり論旨は理由があり破棄を免かれないから刑事訴訟法第三百九十七条により原判決を破棄し同法第四百条但書に則り更に判決する。

(罪となるべき事実)

被告人はA、Bと共謀して昭和二十二年十二月三十一日午後十二時頃札幌市 a b 丁目所在のC倉庫においてD株式会社E支店経理部用品課長F管理に係る防寒襦袢百枚外衣料品、ゴム長靴、合羽、自転車等合計六百二十余点を窃取したものである。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

法律によると被告人の判示所為は刑法第二百三十五条第六十条に該当するから所 定刑期範囲内で被告人を懲役一年に処し訴訟費用に付刑事訴訟法第百八十一条第一 項により原審訴訟費用の全部を被告人の負担とし主文のとおり判決する。

(裁判長判事 猪股薫 判事 鈴木進 判事 臼井直道)